

薬生食基発 0702 第 5 号

令和 2 年 7 月 2 日

食品接触材料安全センター長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局

食品基準審査課長

( 公 印 省 略 )

食品衛生法等の一部を改正する法律による改正後の食品衛生法

第 18 条第 3 項の施行に伴う関係告示の整備について

食品、添加物等の規格基準（昭和 34 年厚生省告示第 370 号）の第 3 器具及び容器包装の部 A 器具若しくは容器包装又はこれらの原材料一般の規格の項に規定した別表第 1 に係る留意事項等については、令和 2 年 5 月 1 日付け生食発 0501 第 6 号厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官通知をもって各都道府県知事等宛て通知したところですが、更に留意すべき事項について別添のとおり各都道府県等衛生主管部（局）長宛て通知しましたので、貴会会員等関係者への周知方をお願いします。

薬生食基発 0702 第 2 号  
令和 2 年 7 月 2 日

各 

都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区

 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局  
食 品 基 準 審 査 課 長  
( 公 印 省 略 )

食品衛生法等の一部を改正する法律による改正後の食品衛生法  
第 18 条第 3 項の施行に伴う関係告示の整備について

食品、添加物等の規格基準（昭和 34 年厚生省告示第 370 号）の第 3 器具及び容器包装の部 A 器具若しくは容器包装又はこれらの原材料一般の規格の項に規定した別表第 1 に係る留意事項等については、令和 2 年 5 月 1 日付け生食発 0501 第 6 号厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官通知（以下「審議官通知」という。）をもって通知したところであるが、更に下記の事項に留意の上、その取扱いに際し遺漏のなきようにされたい。

記

審議官通知で示された第 4 運用上留意すべき事項 1 規格基準告示関係イ(2)については以下のとおり整理をしたこと。

- 1 別表第 1 第 1 表(1)に規定される基ポリマー同士が化学的に反応して新たなポリマーが生成される場合は、当該各基ポリマーとは別に、生成されたポリマーを新たに規定する必要があること。
- 2 同表(1)に規定される基ポリマー及び同表(2)に規定される基ポリマーが化学的に反応して新たなポリマーが生成される場合は、当該各基ポリマーとは別に、生成されたポリマーを新たに規定する必要があること。

- 3 同表(2)に関しては、製造の実態を踏まえて整理しているため、同表(2)に規定される基ポリマー同士が化学的に反応し、当該各基ポリマーとは別に、生成されたポリマーを新たに規定する必要はないこと。ただし、塗膜以外の用途で新たに生成された基ポリマーを使用する場合はこの限りではない。

以上